

第 56 回研究例会「〈音楽博物館〉を考える」・総会報告

【目次】

支部長就任にあたって	荒川恒子	1
第 56 回研究例会・「音楽博物館」を考える		
音楽図書館から音楽博物館へー民音音楽博物館開館		
10 周年を迎えて	上妻重之	2
音楽博物館の存立基盤を探る	山田晴通	5
傍聴記	加藤信哉	9
2014 年総会報告		10
IAML 日本支部規約		15
事務局だより		18

支部長就任にあたって

荒 川 恒 子

2014 年 5 月末の役員改選にあたり、支部長に就任いたしました。これから 3 年間に渡り、目の前の任務を全うするだけでなく、第二次大戦の荒廃の爪痕をまだ残す 1949 年に端を発する、本協会設立の意義を踏まえて、日本支部が更なる貢献ができるよう、役員一同と共に励む所存でございます。なお支部長就任は、実に 3 度目となり、前支部長金澤正剛氏と並び、最も長い期間に渡る任務を拝命することとなりました。

今回の布陣は選挙による役員 7 名に加え、2 名の方の御尽力を仰ぐことといたしました。副支部長および、ニューズレター編集を兼務していただく林淑姫さん、二人三脚で歩むの

も 3 度目になる事務局長の長谷川由美子さん、会計には金澤前支部長のもとで、着実な仕事振りを示された小倉洋子さん、アドレスはあっても、委員が常駐していなかった事務局を、事務局長補佐として守ってくださる、東京音楽大学付属図書館の稲葉良太さん、さらに支部の重要な活動と位置付ける例会担当には伊東辰彦さん、岸本宏子さんのヴェテラン、および昭和音楽大学附属図書館勤務を経て、現在では同大で図書館学を学ぶ学生の指導にあたっておられる金井喜一郎氏の協力を仰ぐこととなりました。そして真っ先に仕事を始めてくださったのは、ホームページ担当の佐藤みどりさんです。ニューズレターだけではお伝えできないホットな情報は、ホームページで御確認いただけるように、役員一同はすでにニューズを交換しあっております。

日本支部は目下定期的に例会を開催し、ニューズレターを発行しています。国際大会には、毎年複数のメンバーが出席し、発表等を行っています。本部からのお問い合わせ等にも、きちんと回答をしております。今後は音楽に纏わる知的財産を共有し、利用に供すべき本協会の動きに、一層コミットできるよう、日本支部の抱える課題を前進させ、次世代に受け渡すことが、3 度目の支部長としての私の務めと覚えます。よろしく願いをいたします。
(あらかわつねこ)

第 56 回研究例会・「音楽博物館」を考える

音楽図書館から音楽博物館へ
—民音音楽博物館開館 10 周年を迎えて—上妻 重之
(民音音楽博物館館長)

はじめに

博物館とは、資料収集・保存・調査研究、展示、教育普及といった活動を一体的に行う施設であり、実物資料に教育的配慮を加えて、人々の学習活動を支援する知の楽しみを提供する機関としても、重要な役割を果たしている。また、博物館は、歴史や科学博物館をはじめ、美術館、動物園、水族館などを含む多種多様な施設であり、平成 23 年 10 月現在、博物館法上の「登録博物館」が 913 館、博物館法に準じた「博物館相当施設」が 349 館、博物館法の適用外となる「博物館類似施設」が 4485 館、合計で 5747 館ある。ちなみに、当館は「音楽」を主題とする歴史博物館であり、東京都教育委員会に登録された登録博物館である。したがって、館長、学芸員の必置や、年間 150 日以上の開館等の条件が課せられた博物館でもある。

沿革

民音音楽博物館は、2003 年 12 月 25 日、東京都より登録博物館として認可され、翌 2004 年 5 月に開館した。その前身は財団法人民主音楽協会（通称民音、1963 年 10 月 18 日創立）の創立 10 周年記念事業として設立された民間音楽ライブラリー「民音音楽資料館」である。以来今日まで一般の音楽愛好家の方々から専門家、諸研究機関、マスコミ等、これまでに 40 万人を超える方々に幅広く利用されてきた。

当館が、この 40 年間にわたり収集、保存し

てきた貴重な世界の音楽文化遺産や関連の諸資料は、およそ 30 万点に及ぶ。そして、音楽資料館から音楽博物館へと移行した。それは、音楽資料の有する多様性を考えた時、いわゆる知的財産の共有・公開の方途として博物館が最も理解され易い社会教育機関であると考えたからである。

施設の概要

民音音楽博物館は、1、2 階部分が、展示スペース、地下 1 階に、収蔵庫と音楽ライブラリーがある。地下 2 階には、ミュージアム・ホールが付設されており、企画展関連の特別講演会やワークショップの他、小中学生の総合学習、大学生の諸研修（学芸員見学研修・博物館実習・テーマ研修など）等の教育支援活動が行われている。

1 階メロディーホールでは、「オーケストリオン」（自動演奏パイプオルガン/ドイツ、1900 年製作）の演奏（1 日 1 回）が行われる。また、昨年 12 月より、偶数月の第一土曜日に若手演奏家の演奏機会の提供、育成に寄与することと、当館を拠点とした地域の文化の活性化に寄与することを目的とした「民音サロンコンサート」を開催している。

2 階は、4 つの展示室を配したミュージアム・フロアで、3 つの「常設展示室」（古典ピアノ室・オルゴール展示室・楽器展示室）と「企画展示室」からなる。

収蔵資料について

当音楽博物館の収集対象は、

1. 楽器類。なかでも西洋楽器（芸術音楽）を象徴する古典的鍵盤楽器（チェンバロやフォルテピアノ等）と世界の民族楽器。
2. 音楽の普及に主要な役割を果たしてきた自動演奏楽器（オルゴールや自動演奏ピアノ、オートマタ等）や初期の蓄音機類。



筆者

3. 日本の洋楽移入期から今日までに発刊・製作されてきた各種関係資料（音楽を主題として描かれた錦絵、明治・大正期の唱歌・童謡や諸楽譜等）である。

当館のいう古典的鍵盤楽器とは、18世紀初頭に誕生し、19世紀にかけて洗練され、今日的ピアノへの発達史が理解されるフォルテピアノと歴史的鍵盤楽器群を指す。

この古典ピアノや自動演奏楽器の実演が当館の大きな特徴の一つでもある。「ピアノは演奏して生きるんだ。飾っておくだけではなく、館を訪れた皆さんに音色を聴かせてあげてはどうか。歴史的な遺産はいつまでも生きていなくてはならない」との創立者の提案がきっかけとなり、1983年5月から実演を行い、いまなお、続いている。

最後に、日本における西洋音楽移入期（幕末～明治・大正期）に関わる諸資料であるが、これこそ当音楽博物館の重要な収集分野ともいえよう。

音楽を主題として描かれた錦絵・唱歌双六（天保～大正・昭和期）をはじめ、竹久夢二画の表紙絵を有するセノオ楽譜（大正期）、青い鳥楽譜他明治期発行の各種音楽教科書（「小学唱歌集」明治14年、「音楽指南」明治17年など）まで日本音楽教育黎明期の貴重（稀覯）書を所蔵。2007年には「竹久夢二と大正浪漫の世界—セノオ楽譜装画が語る」と題して、また

2013年には「日本の唱歌を訪ねて—いつまでも歌い継がれる心に残る歌—」と題した企画展等を公開している。

音楽資料館から音楽博物館へ

最初に述べた通り、当館の前身は、音楽資料館という音楽の専門図書館である。従来の音楽資料館は、音楽図書、楽譜、録音・映像資料を中心とするライブラリーで、これは、利用目的を持った方々を対象とした社会教育機関といえる。しかし、博物館は、不特定多数の方々が、それぞれの感性で来館される。したがって、同じ社会教育機関でも、館の収蔵資料を、実物のまま、または、教育的に配慮（加工）して展開することにより、誰にでも見て頂ける、理解して頂けるようにするという違いがある。紙と文字で学んできた図書館の資料を、視覚で表現することも必要とされる。たとえば、音楽家の生涯と作品を、目に見える形で表現する—その音楽家が、自身の音楽を誕生させるまでのすべての情報を目に見える形で表現していく。これが博物館の仕事である。（当館では、これまでに、山田耕柞や齋藤秀雄、藤原義江、モーツァルト、リストなどを取り上げてきた）

当館は、音楽博物館である。だからこそ、当館が所蔵している、種々の楽器や歴史的蓄音機、オルゴールなどの実物資料は、単に見せるだけではなく、ものによっては触らせたり、聴かせたり、と生きた音楽資料を楽しんで頂けるような博物館にしたいと考えている。

実は、公的な博物館として認可を受けることは、当館が現在の信濃町に移転して以来の念願でもあった。

開館以来、地道に資料収集を続け、国内外の音楽資料が30万点を超えたこともあり、社会に開かれた資料館として、「音楽書や楽譜など紙の資料」を中心としたライブラリーから「楽器などの立体資料」を含む多彩な音楽博物館へ、



古典ピアノ「シュトローム」(イタリア 1793)

との願いが、2004 年 5 月 18 日、音楽資料館の設立 30 周年の節目に、「民音音楽資料館」から「民音音楽博物館」と改称し、「常設展示」と「企画展示」を更に充実し、博物館としてスタートすることが出来たのである。

現在、期間ごとにテーマを決めて開催する多彩な企画展示や、夏休みに合わせて、子供たちに焦点をあてた企画など、新たな感動と発見を呼び覚ますような充実した展示を目指している。この 10 年間で、35 回の企画展（特別展）を開催してきた。（なお、展示活動は、音楽資料館時代も開催しており、1997 年に現在の信濃町に移転してより、累計 57 回の展示を開催している。）

なお、1997 年、信濃町に移転して以来、当館の展示の見学に訪れた方々は、現在 168 万人を超えている。

結びに ―今後の課題と目指すもの―

2 年前の「博物館雑誌」に掲載された論文の中に、戦前にわが国で勃興した音楽博物館建設運動について触れていた箇所があった。

そこには、「1939 年当時、我が国には体系的に組織された音楽博物館はなかった。それ故紀元 2600 年記念事業として音楽博物館を建設すべく、音楽博物館建設準備委員会が発足した」とある。その中心となった人物が、音楽学者の田邊尚雄氏であったことは、当館も知ると

ころである。実は、当館には田邊尚雄氏のご子息であられた秀雄氏より、尚雄氏の文献を中心とした貴重な資料を数年前にご寄贈いただいている。その資料の中には当時作成された「音楽博物館建設趣意書」並びに関係書類が含まれている。おそらくは、日本における音楽博物館の構想は、ここに端を発していると思われる。ただ、残念なことに、その後、何回かの音楽展覧会を開催したのち（東洋音楽研究の第 2 巻第 4 号には、音楽博物館準備委員会は暫く開催されなかったが、本年（昭和 17 年）3 月 3 日開催され、その後常務委員会も暫し開催し、今年度の計画に対して相談を行った。との記述がある）戦争の為か、その後の詳細は不明となり残念である。

ただ、大変興味深いのは、建設委員会発足当時の「東洋音楽研究」第 2 巻第 1 号（昭和 14 年 6 月 20 日発行）には、「音楽博物館建設運動起る」との見出しで、記事が発表されており、その中に、『暫定的な仕事として、

- (1) 建設準備の為の陳列品並に調査目録の作成
- (2) 世界各国の楽器民族楽器の購入寄贈寄託其他一切の収集
- (3) 各国楽書楽譜レコード参考物品の購入寄贈寄託其他一切の収集
- (4) 陳列方法の研究
- (5) 講演会演奏会の開催刊行物の発行
- (6) 資金の募集の各項を委員が分担して行う

との記述があり、その内容は、当館が行っていることとほぼ同じであり、大変興味深い。

さて、現在、日本国内には、約 6000 近い博物館が存在しており、その中で、音楽系の博物館は、およそ、50 館程度だと思われる。

その中で、当館は博物館の分類上は歴史博物館であり、特に音楽の専門博物館である。

しかしながら、一般的には、楽器博物館の一種とみられているようだ。

常に楽器を展示しているのは確かなので、あ

「音楽博物館」建設趣意書冒頭 (1939)

「音楽博物館」建設趣意書冒頭 (1939)

ながち間違いとは言い難いところもあるが、本来、当館が目指すところは別のところにあるということをもっとアピールする必要があるということだろう。また、音楽博物館として、まだまだ認知度が低いことも否めない。館のミッションをどうアピールしていくか、広報力のアップも含め今後の課題といえよう。

いずれにしても、音楽は聞いた瞬間に、人々の心を平等にする。大切な人と一緒に聴くことで感動を分かち合うことも、勇気をもらうこともできる。私たちはあの東北大震災以後、財団と被災3県の民放ラジオ局、TBS ラジオの5社共催で現在までに28回の東北希望コンサートを行ってきて、そのことを強く実感してきた。

当館では、年に10名前後の、学芸員を目指している博物館実習生を受け入れている。その学生たちに実習終了後、必ず「音楽博物館の使命と課題」と題してレポートを書いてもらっている。その中に「民音音楽博物館は、人と人とを結ぶ博物館だと思いました。そこに他にはない未来を感じます」とあった。

これは、ある意味、音楽が持つ「人の心と心を結ぶ力」がなせる技ではないかと考えている。私たちは、これからも「音楽」を大事にしながら、「音楽が人間に与える影響力」、「人間性を呼び覚ます“音楽の力”」を、民音音楽博物館の発信すべきテーマと捉え、研究努力を重ねていきたい。

(こうづま しげゆき)

*民音音楽博物館では、「音楽博物館の先覚者一知の巨人田邊尚雄」展を開催中です (p.18「事務局だより」参照)

第56回研究例会・「音楽博物館」を考える

音楽博物館の存立基盤を探る ーポピュラー音楽系小規模展示施設の 日米比較からー

山田 晴通
(東京経済大学)

本報告は、ここ数年にわたって発表者が取り組んできた、ポピュラー音楽系を中心とした音楽博物館、特に小規模な展示施設に関する日米比較研究の概要を紹介するものであり、研究内容の詳細については、既発表の関連論文を参照していただきたい (山田, 2011; 2012; 2013)。

また、この記事は、例会における発表に際して事前に準備した資料に基づいて再構成しており、特に最後の方の議論については、当日の実際の発表では時間の関係で十分に言及できず、駆け足に通り過ぎた内容も含んでいることをご了解いただきたい。

米国におけるポピュラー音楽関係展示施設の状況

ポピュラー音楽の分野において常に世界を主導してきた米国には、大規模なものを含め、ポピュラー音楽を主題とする充実した音楽博物館、ないし、音楽関連の展示施設が、多数存在している。インターネット上の検索などによって確認される展示施設は、数え方によって多少の変動はあるものの25施設以上に達し、また、実際にはさらに数多くの施設が存在するものと推測される。

米国の諸施設は、おおよそ規模に応じる形で、大きく3つの類型に分けて理解することが出来る。ただし、この3類型に括られない例外的施設も存在する。小規模施設なものから

大規模なものへ、類型Ⅰ～Ⅲとして分類すると、最も小規模な類型Ⅰに分類されるのは、かつての録音スタジオ施設や、著名な音楽家の住居などの現場に設けられた展示施設である。展示施設に用いられている建物は、当初の建築がそのまま保全されている例もあれば、いったん他の用途に転用されたり、取り壊された後に復元されたり、本来の所在地から解体、ないし、曳家によって移設されたものもある。こうした小規模施設においては、ガイド、ないし、「語り部」の役割が大きく、ガイド付きツアーの形で施設内を見て回ることになる場合がほとんどである。

これが、典型的には、概ね 1500 m²以上の建物を構えるような、類型Ⅱの中規模施設となると、類型Ⅰとは異なって史跡の現物・現地といった「現場」に立地することはなく、また、展示方法も、ガイドに依存しない説示的展示が取り込まれるようになる（ガイドがないということではない）。また、類型Ⅰでは未発達である教育・研究部門が成立し、学校などへのアウトリーチ活動にも取り込まれるようになる。さらに、特定音楽業界団体などを背景にもつ大規模施設など、類型Ⅲに分類される大規模施設となると、ロックの殿堂博物館（クリーブランド）やカントリー音楽の殿堂博物館（ナッシュビル）のように、その立地には都市レベルで



カントリー音楽の殿堂博物館（ナッシュビル）

の正統性はあっても、基本的には集客指向で場所が選ばれ、施設が新設されることになり、教育・研究部門は、業界団体の支援も受けて充実したものとなる。

3 類型から外れた例外的存在であるグレイスランド（エルヴィス・プレスリーの住居：メンフィス）は、類型ⅠとⅢの特性を兼ね備えている。また、ハंक・ウィリアムズ博物館（モンゴメリー）は、立地の正統性を欠いた（都市レベルでしか正統性がない）小規模施設である。

日本における音楽関係展示施設の状況

日本には、米国の類型Ⅲに匹敵する内容をもった音楽博物館は存在していない。また、言葉の定義にもよるが、「ポピュラー音楽」に特化したものとなるとさらに数が限られる。日本の代表的な音楽博物館である民音音楽博物館と古賀政男音楽博物館は、米国の類型Ⅱに相当する規模と見受けられるが、他の施設は、ほとんどが米国の小規模施設相当の域を出ない。

「音楽」の中身を必ずしもポピュラー音楽に限定せず、また、一般的には詩人、文学者と見なされている個人物であっても、一定以上の作詞家としての実績がある者は対象に含めるといった形で検討対象を上積みしても、日本の音楽関係展示施設の大部分は、作曲家、作詞家、歌手などの個人記念館であり、その多くは、出身地など所縁の地に小規模な施設が設けられているものである。米国の類型Ⅰで見られた、スタジオ跡が展示施設となっている例は日本には皆無であり、個人の住居跡も少数に留まっている。こうした個人記念館の多くは、都市レベルでしか正統性がない場所に、あるいは建物を新築して、あるいは既存の保存建築物などに入る形で開設されている。星野哲郎記念館（周防大島）は前者の、松島詩子記念館（柳井）、藤原義江記念館（下関）、村田英雄記念館（唐津）などは後者の事例である。

さらに日本には、本来は縁故地とは見なされないような場所に、ほとんど立地の正統性がない状態で成立している個人記念館も少なからず存在する。サトウ・ハチロー記念館（北上）は、集客に有利な、桜の名所に隣接する立地を選んで東京文京区にあった旧宅跡から現在地へ移転してきたものであり、日本シャンソン館（渋谷）や、ダークダックス館林音楽館などは、開設の中心となった関係者の地元で、土地などを確保できたことが立地の大きな理由となっているようである。

小規模展示施設の日米比較

米国の類型Ⅰの施設においてはガイドの役割が重要であったが、ほとんどの日本の施設には、ガイドが存在していない。日本の施設でガイドの役割が大きい例は、楽器等の実演が展示の要素として大きい施設にほぼ限られており、中規模施設である民音音楽博物館や、ここでは検討対象としていないオルゴール博物館の類に事例が見出される。

また、類型Ⅰはいずれもスタジオ跡か住居跡といった「現場」に展示施設が成立していたが、日本ではそのような事例はごく少数の例外となっており、むしろ米国では例外的な存在であったハンク・ウィリアムズ博物館のように、都市レベルでしか立地の正統性がない施設が大部分を占めている。

米国の事例では、個々の施設としては小規模であっても、他の展示施設との連繫をとり、ネットワークの一環として集客効果を高める試みや、周辺の正統性を帯びた史跡等との連続性を演出する試みが取り組まれている。しかし、日本の事例では、必ずしも積極的、効果的に、類似の取り組みが行なわれている例は、ほとんど見受けられない。孤立した展示施設としてではなく、ネットワークの一環となることが観光資源としての価値を高め、存続の可能性を引き上



エルヴィス・プレスリーの生家（チュペロ）
中ではプレスリーの従妹がガイド／語り部として待機している

げることを考えれば、こうした側面では米国の事例に学ぶべきことは多い。

また、地域の教育現場との連携や、アウトリーチの努力などは、米国でも小規模施設としての課題として残されているが、それ以上に、日本の事例では克服すべき課題が山積されていると見るべきであろう。また、商業性を帯びたものを含めた、音楽演奏活動への場の提供など、音楽文化の現場との連携については、中規模施設である民音音楽博物館や古賀政男音楽博物館では積極的に取り組まれているものの、小規模施設によるしっかりとした取り組みは、限定的なものにとどまっている。

小規模音楽博物館の存立基盤を考える

音楽に関する主題の展示施設に限ったことではないが、日本における小規模施設を支える柱となっているものには、大別すると「郷土の偉人」を顕彰したいという地理的地域性に根差した取り組みと、主題となる顕彰に対象者個人を支持する情熱に起因する取り組みのふたつがある。もちろん両者は重なり合う部分も含んでいるが、一般的には、前者が自治体からの公的支援が受けやすいといった事情から、世代を超えて継承される可能性が高く、永続性をもっているのに対し、後者は特定個人や特定世代に限られた、時限的な制約を抱えているという意味で、対称的な側面をもっている。

地域における「郷土の偉人」としての顕彰は、その業績への評価が定まってから始まるものであるが、実際にどんな時期に施設開設への動きが始まるかが、施設の持続的発展に寄与するのかを考えると、タイミングの見極めは難しい。また、地域内の関係団体などの動向のみならず、近隣自治体に同種の施設がいち早く開設された際に、それとの「張り合い」が、当該自治体における施設開設を加速させるといった事情も、しばしば観察される。自治体が直接施設を設置する場合であれ、何らかの支援を行なう場合であれ、最終的には、税金からの金銭的な負担を有権者が納得するか否か、あるいは、どのように納得させるかが、個別の事例において注目されるポイントのひとつとなる。また、自治体が所有する形態をとる場合などには、2003 年に導入された指定管理者制度の活用なども課題として重要になってくる。

一方、地域性に依拠しない支持者の情熱は、上述のように縁故地ではない場所に展示施設を実現することもあるほど、展示施設の開設や運営にとって重要なものである。しかし、特にポピュラー音楽の場合、その本質的な商業性を考慮すれば、主題に対する社会的支持は、ある意味では現役時代の全盛期を頂点として、長期的に減衰していくことにならざるを得ない。したがって、顕彰施設の永続的な存続のためには、新たな世代の支持者を獲得する取り組みがそこに組み込まれなければならない。

日本の小規模施設≒個人記念館の課題

現状において、日本における音楽系展示施設の大部分を占める個人記念館の多くは、(特に作曲家や作詞家の場合) 死後も一定期間見込まれる印税収入に対する税金対策としての側面や、各種の賞牌や創作のための資料、舞台衣装など、なかなか粗末に扱い難い品々(故人であれば遺品)への対策としての側面をもっている。

こうした施設が永続的に存続するためには、自治体などからの公的支援と、支持者の情熱の双方を動員する取り組みが必要であり、特に、新たな世代の支持者を獲得する取り組みが強く求められる。

開設時の事情の中で、施設を成立させた力や思惑がどのようなものであったとしても、より長期的な視点から、地域社会や愛好家コミュニティの支持を確固としたものとし、さらに進んで、より一般的な観光資源としての価値を高めることを目指す努力が、こうした小規模施設には特に強く求められる。そのためには、「個人」記念館からより広い文脈の中での歴史文化博物館へと脱皮していくことを目指し、また、展示施設としての旗を掲げることで、より広く収集を拡充させることを目指す「コレクティング・ミュージアム」という発想に基づく取り組みが期待される。

関連論文 (いずれもネット上に公開されています)

- ・山田晴通 (2011): 米国のポピュラー音楽系博物館等展示施設にみるローカルアイデンティティの表出とその正統性, 人文自然科学論集 (東京経済大学), 130, pp.155-187.
- ・山田晴通 (2012): 規模と立地からみた米国のポピュラー音楽系博物館等展示施設の諸類型, 人文自然科学論集 (東京経済大学), 132, pp.27-54.
- ・山田晴通 (2013): 立地からみた日本のポピュラー音楽系博物館等展示施設の諸類型, 人文自然科学論集 (東京経済大学), 134, pp.3-23.

【追記】本報告の一部は、7月18日、IAML アントワープ国際大会において口頭発表された(英語)。発表演題 *"Displaying Popular Music: a Comparative Study on Small-scale Museums in the US and Japan"*

(やまだ はるみち)

第56回研究例会・「音楽博物館」を考える

例会傍聴記

加藤 信哉

(筑波大学附属図書館)

IAML 日本支部第56回研究例会は「音楽博物館を考える」をテーマとして2014年6月8日(日)にIAML日本支部2014年総会の後に開催された。初めに司会の林淑姫さんから、音楽博物館は音楽図書館の類縁機関であり、資料の保存の展示については共通の課題を持っているが、IAML日本支部ではほとんど取り上げられなかった。音楽博物館の成立と活動について展示の内容も含めて議論をしたい、との趣旨説明があった。

続いて「音楽図書館から音楽博物館へ—民音音楽博物館開館10周年」と題して上妻重之さん(民音音楽博物館)から講演があった。上妻さんは配布資料¹⁾に基づき、博物館の概念、民音音楽図書館から民音音楽博物館への移行の経緯、民音音楽博物館の施設と事業概要、今後の課題とめざすものの順で講演された。

文献資料の利用という入館者の目的がはっきりしている音楽図書館に比べて、リクリエーションの場としての性格を持つ音楽博物館は不特定多数で多様な感性を持つ入場者の誰でもが理解できるように表現し、見せるために視覚に訴える必要がある。実物は生きた音楽資料であり、子供たちにとってはさわれることが大事である。展示のために作成されるパネル等の資料は巨大で展示が終わると、解体して収蔵庫に保存することになるが、評判の高い展示、例えば「日本音楽教育の曙—伊澤修二展とその業績」は展示資料そのものの借用があった。また、戦前に皇紀2600年を契機として、音楽学者田邊尚雄を中心とした音楽博物館設置の動きがあったが、実現に至らなかったことが紹介された。

なお、田邊尚雄、秀雄親子のコレクションが民音音楽博物館に寄贈され、平成26年度企画展を予定しているとの報告もあった。民音音楽図書館、民音音楽資料館とともに歩んだ当事者ならではの苦労話やエピソード等興味深いお話であった。

次に山田晴通さん(東京経済大学)から「音楽博物館の存立基盤を探る—ポピュラー音楽系小規模展示施設の日米比較から」と題して講演があった。山田さんの講演は科学研究費に基づく現地調査の結果をまとめた既発表の論文等に基づくものであった²⁾。山田さんはアメリカにおけるポピュラー音楽博物館、日本における同種の施設、日米の小規模音楽博物館の比較、アメリカから学べること、日本の小規模博物館を支えているものの俯瞰的な検討の順で述べられた。

2010年以後に訪問したアメリカの中西部以东と南部の16を超える音楽博物館を小規模(類型Ⅰ)、中規模(類型Ⅱ)、大規模(類型Ⅲ)に区分した。類型Ⅰはスタジオや対象となっている音楽家の住居が転用され、ガイドによる説明が多い。類型Ⅱは研究教育部門を持ち、ガイドに依存しない音声ガイドによる説明展示が行われている。日本では音楽博物館に登録されるものは4館でポピュラー音楽博物館は古賀政男音楽博物館のみである。範囲を広げてみると作詞家、歌手などの類型Ⅰに当たる小規模な音楽家



2014.6.8

博物館が多い。その大半は出身地等の縁故のある所に小さな施設が設けられている。アメリカのようなガイド（語り部）がいる施設は非常に少ない。小規模施設は自治体あるいはファンとしての個人が支えている。自治体が公的に支える場合は持続性がある。ファンが支える場合には新たな世代の支持者の獲得が必要である。個人博物館から歴史文化博物館への脱皮が様々なレベルで試みられている。この場合、地域のコミュニティからの支持や新世代を獲得する試みを行い、観光資源としての価値を高めるというアプローチが必要であろう。また、その存在を主張していると価値のあるコレクションが後で集まってくる「コレクティング・ミュージアム」というコンセプトは、今後の小規模音楽博物館の在り方を考えるうえで魅力的であるとの説明があった。写真を多用した豊富な事例の紹介について、時間があればもっとゆっくり聞きたいという感想を強く持った。

今回の研究例会はわが国を代表する音楽博物館の一つである民音音楽博物館の詳細な事例報告と米国及び日本のポピュラー音楽系博物館等展示施設のフィールドワークに基づく類型化と具体的な紹介、日本での今後の展開についての主張であったが、今後の音楽図書館における展示と保存を考える上で大きな示唆を与えるものであったといえよう。

註

1) 資料①『民音音楽博物館館報』第 10 号（平成 26 年 5 月「民音音楽博物館が開館 10 周年」）

資料② 田邊尚雄「音楽博物館建設の趣旨」（『自然科学と博物館』第 10 巻第 117 号 昭和 14 年 9 月 pp.3-4.

資料③ 音楽博物館一覧

2) 山田晴通氏のいくつかの論考についてはご自身が前項で挙げておられる。p.8 参照

（かとう しんや）

国際音楽資料情報協会（IAML）日本支部 2014 年総会議事録

日時：2014 年 6 月 8 日（日）13 時 30 分 -15 時

会場：東京芸術劇場ミーティングルーム 5

出席者：荒川恒子、稲葉良太、小倉洋子、加藤信哉、岸本宏子、栗林あかね、佐々木勉、佐藤みどり、田島克実、藤堂雍子、長谷川由美子、山田晴通、山本宗由、林淑姫、東京音楽大学付属図書館、民音音楽博物館音楽ライブラリー

委任状提出：天野裕介、飯山かおり、伊藤真理、植田栄子、加納マリ、金井喜一郎、金澤正剛、上法茂、久保田慶一、関根和江、関根敏子、土田英三郎、寺本まり子、中西紗織、樋口隆一、平岩寧、細田勉、正木光江、三田智子、美山良夫、柳原和音、大和紘子、米田かおり、劉薇
上野学園大学音楽・文化学部図書館、エリザベト音楽大学附属図書館、大阪芸術大学図書館、国立音楽大学附属図書館、昭和音楽大学附属図書館、同朋学園大学部附属図書館、フェリス学院大学附属図書館、明治学院大学図書館付属日本近代音楽館

会員総数（2014 年 5 月末現在）：74（個人会員 58、団体会員 16）

I 開会挨拶 荒川恒子副支部長

II 議長選出 佐々木勉氏

III 総会成立の確認

出席者 16 名、委任状提出 32、合計 48。

会員総数 74 の過半数に達し、総会成立

IV 議案審議

1. 2013 年活動報告（資料①） 【承認】

(1) 会員の異動

新規会員：天野裕介氏、大和紘子氏、山本宗由氏

退会：竹内道敬氏、手代木俊一氏、大阪音楽大学音楽博物館

(2) 日本音楽学会「日本の音楽資料」調査委員会

2009年、2011年、2012年と続けられた文化庁委託・日本音楽学会「日本の音楽資料」調査は、アンケートに基づく基礎調査を終了、2013年は、2015年春に予定されている国立国会図書館のサイトでの公開に向けて、システムの検討並びにデータの最終検証のための活動を続けた。秋には日本音楽学会全国大会で「日本の音楽資料」に関するシンポジウムを行った(11月3日)。国立国会図書館最終データ提出締切りの本年秋まで作業を継続。

(3) RILM 委員の交代

長谷川由美子委員退任。新委員に稲川香於里氏(東京音楽大学付属図書館)を選出

2. 2013年会計決算報告並びに会計監査報告(資料②) 【承認】

・国際大会参加補助基金

大和紘子氏(昭和音楽大学附属図書館)

* ウィーン国際大会参加助成

3. 2014年活動計画(資料①) 【承認】

4. 2014年予算案(資料③) 【承認】

5. 役員選挙2014 報告・発表

選挙委員長 加藤信哉

2014年役員選挙は3月31日付公示、候補者の推薦受付を経て、4月27日より本選挙(郵便)、5月18日投票が締切られた。5月24日に行なわれた開票の結果、当選者は次の通りである。投票数34(有効投票32)、投票率46%。

支部長 荒川恒子

副支部長 林淑姫

事務局長 長谷川由美子

役員 伊東辰彦 稲葉良太 小倉洋子
岸本宏子

なお、今回の選挙委員会は、加藤委員長、佐藤みどり、栗林あかね委員の3名によって

運営された。

V 議長解任

VI 新支部長挨拶および新役員会紹介

荒川恒子 支部長

林淑姫 副支部長、ニューズレター担当

長谷川由美子 事務局長

稲葉良太 事務局長補佐

小倉洋子 会計

佐藤みどり ホームページ担当、会計補佐

岸本宏子 例会担当

伊東辰彦 例会担当

金井喜一郎 例会担当

加藤信哉 会計監査 【承認】

VII アントワープ国際大会代表出席者

荒川恒子支部長

その他

2013年度のホームページ更新が遅滞気味であったことに対し、長谷川事務局長より報告と謝罪。最新更新は本年6月6日。

意見と討議

・会員に現職の図書館員が少ない。理由としては現職の図書館員を引き付けるような企画が考えられていないのではないか。今後現職の図書館員の入会促進を図るべきである。

・学生会員制度の設置および学生会員の年会費軽減について検討されたい。

・会員間のメーリングリスト作成を望む。

上記について、引き続き役員会で検討されることになった。

(文責・長谷川由美子)

資料①

2013 年活動報告および 2014 年活動計画

	2013 年活動報告	2014 年活動中間報告及び予定
国際大会	ウィーン国際大会 2013 年 7 月 28 日・8 月 2 日 出席者: 荒川恒子、金澤正剛、寺本まり子、藤堂 雍子 代表出席者: 金澤正剛 (支部長)	アントワープ国際大会 2014 年 7 月 13 日・18 日 出席者(予定): 荒川恒子、藤堂雍子、山田晴通 代表出席者: 未定 発表: 山田晴通氏、松江万里子氏 (ベルギー在住) 松江万里子: An “openly hidden” musical instrument: the carillon as a representative musical heritage of the Low Countries, its history, tradition and characteristic features. 山田晴通: Displaying popular music: a comparative study on small - scale museums in the US and Japan.
総会	2013 年 6 月 2 日(日) 場所: 東京芸術劇場ミーティングルーム 7	2014 年 6 月 8 日(日) 場所: 東京芸術劇場ミーティングルーム 5
役員会	2013 年 5 月 16 日(木) (立教大学マキムホール) 2013 年 7 月 17 日(水) (東京文化会館応接室) 2013 年 10 月 22 日(火) (立教大学マキムホール)	2014 年 3 月 28 日(金) (東京文化会館応接室) 2014 年 5 月 28 日(水) (飯田橋・ルノワール) 2014 年 6 月 8 日(日) (東京芸術劇場ミーティングル ーム)新旧合同役員会
研究例会・集会	第 54 回研究例会 2013 年 6 月 2 日(日) (東京芸 術劇場ミーティングルーム 7) 1. 南葵音楽文庫貴重資料のデジタル化 美山良夫 2. IAML 日本支部 30 周年記念事業「現職音楽ラ イブラリアン研修経験に関する調査」報告と討議 伊藤真理 (愛知淑徳大学)、加藤信哉 (筑波大学)、 松下鈞 (次世代コンテンツ推進機構) 第 55 回研究例会 2013 年 11 月 30 日(土) (東 京音楽大学付属図書館) コロンビア大学音楽芸術図書館 — 研究大学に おける専門図書館の役割 (講演) E. デイヴィス (コロンビア大学音楽芸術図書館長) 通訳・山田晴通	第 56 回研究例会 2014 年 6 月 8 日(日) (東京芸術 劇場ミーティングルーム 5) 「音楽博物館」を考える 1. 音楽図書館から音楽博物館へ — 民音音楽博 物館開館10周年を迎えて 上妻重之 (民音音楽 博物館) 2. 音楽博物館の存立基盤を探る — ポピュラー音 楽系小規模展示施設の日米比較から 山田晴 通 (東京経済大学) 第 57 回研究例会 秋季開催予定
ニューズレター	第 46 号 2013 年 2 月 28 日 モントリオール国際大会報告、ほか 第 47 号 2013 年 5 月 25 日 IAML 日本支部 30 周年記念事業報告、ほか 第 48 号 2013 年 9 月 30 日 第 54 回研究例会報告、総会報告、ほか	第 49 号 2014 年 1 月 30 日 ウィーン国際大会報告、ほか 第 50 号 2014 年 5 月 25 日 第 55 回研究例会報告、ほか 第 51 号 2014 年 9 月 30 日(予定)
ホームページ更 新 / ニューズレ ター掲載	更新 2013 年 11 月 10 日 ニューズレター第 46 号～48 号掲載	更新 2014 年 6 月 6 日
その他	本部への会費送金 (2013 年 5 月 2 日)	本部への会費送金 (2014 年 3 月 14 日)

資料②

2013年決算書

IAML2013年決算12月31日

費 目	2013年度		予算決算差額	備考
	予算	決算		
前年度繰越:				
現金	64,169	64,169	0	
郵便局	1,375,939	1,375,939	0	
(内 会員会議参加補助基金)				¥423,000
銀行	222,191	222,191	0	
(小 計)	1,662,299	1,662,299	0	
収入:				
未収会費				
2012年以前				
個人	18,000	12,000	6,000	
団体	0	0	0	
会費2013年				
個人	0	144,000	-144,000	
団体	0	56,000	-56,000	
利息	50	45	5	
会費2014年				
個人	342,000	186,000	156,000	個人58(内名誉会員1)
団体	266,000	238,000	28,000	団体18
雑収入	0	0	0	
(小 計)	626,050	636,045	-9,995	
会員会議参加補助基金	0	0	0	
(収入小計)	626,050	636,045	-9,995	
収入総額	2,288,349	2,298,344	-9,995	
支出:				
本部宛会費送金	364,013	366,513	-2,500	2797.60EURO/1EURO=131.01YEN
予備費	30,000	0	30,000	
経常経費:				
RILM分担金	60,000	60,000	0	
RILM Fontes編集委託費	40,000	40,000	0	RILMに委託しているFontesのための編集に対して
大会代表派遣費2013	100,000	0	100,000	
関連団体会議参加費	10,000	0	10,000	
ニューズ・レター	40,000	34,273	5,727	
会議費、例会費	50,000	16,295	33,705	
交通費	70,000	16,340	53,660	
通信費	60,000	47,960	12,040	
消耗品費	40,000	41,664	-1,664	
雑費	5,000	4,210	790	
アルバイト代	10,000	0	10,000	
HP運営費	25,000	43,764	-18,764	ドメイン利用料年額/レンタル・サーバ料金は4年に1度
(経常経費小計)	510,000	304,506	205,494	
会員会議参加補助基金	100,000	100,000	0	
支出総額	1,004,013	771,019	232,994	
次年度繰越	1,284,336	1,527,325	242,989	

次年度繰越金	
現金	-52,779
郵便局	1,396,626
(内 会員会議参加補助基金)	
銀行	183,478
総額	1,527,325

(¥323,000)

IAML日本支部の2013年会計明細書を
精査した結果、適正に処理、
記載されていると認めます。

2014年5月29日

IAML日本支部会計監査役

関根和江



資料③

2014 年 予 算 書

費 目	2014年度予算	2013年度決算	差額	備考
前年度繰越:				
現金	-52,779	64,169	-116,948	
郵便局	1,396,626	1,375,939	20,687	
(内 会員会議参加補助基金)				¥323,000
銀行	183,478	222,191	-38,713	
(小 計)	1,527,325	1,662,299	-134,974	
収入:				
未収会費				
2013年以前				
個人	18,000	156,000	-138,000	
団体	0	56,000	-56,000	
会費2014年				
個人	0	186,000	-186,000	
団体	0	238,000	-238,000	
会費2015年				
個人	342,000	0	342,000	個人58(内名誉会員1)
団体	252,000	0	252,000	団体18
利息	20	45	-25	
(小 計)	612,020	636,045	-24,025	
会員会議参加補助基金	0	0	0	
(収入小計)	612,020	636,045	-24,025	
収入総額	2,139,345	2,298,344	-158,999	
支出:				
本部宛会費送金	391,659	366,513	25,146	2745.60EURO/1EURO=142.65YEN
予備費	30,000	0	30,000	
経常経費:				
RILM分担金	60,000	60,000	0	
RILM Fontes編集委託費	40,000	40,000	0	
大会代表派遣費	200,000	0	200,000	↑ 2013年、14年分
関連団体会議参加費	10,000	0	10,000	
ニューズ・レター	50,000	34,273	15,727	↑ ¥ 15,000 × 年3回 +α
会議費、例会費	40,000	16,295	23,705	↓
交通費	70,000	16,340	53,660	
通信費	80,000	47,960	32,040	↑ 役員選挙に伴う事務連絡
消耗品費	40,000	41,664	-1,664	
雑費	5,000	4,210	790	
アルバイト代	10,000	0	10,000	
HP運営費	25,000	43,764	-18,764	
(経常経費小計)	630,000	304,506	325,494	
会員会議参加補助基金	100,000	100,000	0	
支出総額	1,151,659	771,019	380,640	
次年度繰越	987,686	1,527,325	-539,639	
(内本部宛会費送金+経常経費)	1,021,659	671,019	350,640	
(内 会員会議参加補助基金)	323,000	323,000	0	

国際音楽資料情報協会（IAML）日本支部規約

2014年6月1日現在

第1条 名称

本団体は「国際音楽資料情報協会（IAML）日本支部」と称する。（以下「IAML日本支部」と略称）

第2条 目的

本団体は、国際音楽資料情報協会（IAML）の日本支部として、国際音楽資料情報協会が行なっている国際的な事業を日本国内において推進し、その活動を支援することを目的とする。具体的には、以下の点が主要目的となる。

1. 音楽および音楽資料に関係のある図書館、文書館、ドキュメンテーション・センターにおける活動と調査研究を奨励し推進すること。さらに、この領域における諸団体および個人間の相互協力をさらに密接なものとする。また、その活動成果の出版を奨励すること。
2. 音楽図書館、文書館、ドキュメンテーション・センターのもつ文化的重要性が、日本国内においてさらに広く理解されるよう、働きかけること。
3. 日本国内における音楽書誌、音楽ドキュメンテーション、音楽図書館学の様々なプロジェクトに関して、それが容易に実現されるよう、支援を行なうこと。
4. 音楽に関するあらゆる出版物および資料の入手を容易ならしめ、とくに国内および国際間における交換・貸借を奨励すること。
5. 本団体の活動に関連するあらゆる領域において、水準の向上を計ること。
6. 専門的な教育と訓練とが、適切な形で、広く行われるよう、その実現につとめること。
7. 音楽関係のあらゆる種類の資料に関する、書誌コントロールを推進すること。
8. あらゆる時代の音楽資料の保護および保存を支援すること。
9. 図書館学、書誌学、古文書学、ドキュメンテーション、音楽、および音楽学の領域において、他の諸団体と共同作業を行なうこと。

第3条 事務局

事務局の設置場所は、役員会が決定する。

第4条 会員資格

1. IAML日本支部の会員は、個人会員と団体会員と名誉会員の3種の会員で構成される。
2. IAML日本支部の会員は、同時に国際音楽資料情報協会（IAML）の会員であり、本部と支部の双方において選挙権をもつと同時に、本部と支部双方の公刊物を受け取ることができる。

3. 入会：I AML の活動目的に関心をもつ個人および団体は、だれでも会員となることができる。会員としての資格は、規約によって定められた年会費を支払ったときから生じる。

第 5 条 会費

I AML 日本支部の会計年度は、1 月 1 日に開始し、同年の 12 月 31 日に終了する。各年度の会費は、前年の 12 月 31 日までに納められなくてはならない。もしその年の 3 月 1 日になっても会費の納入がない場合は、会員としての資格を失う。支部会費の額の変更には、支部総会の承認を必要とする。

第 6 条 役員会

1. 選挙選出された役員（支部長、副支部長、支部役員、事務局長）と、任命された役員（会計、事務局メンバー）によって、役員会が組織される。
2. 役員はその仕事にたいして報酬を受け取ることはない。ただし役員会に出席するために必要な経費は支給される。
3. 役員会は、1 年間に最低 3 回は開かれなくてはならない。
4. 役員会は、その活動内容を、毎年、支部年次総会に報告しなくてはならない。
5. 事務局長は、年次総会および役員会の議事録を作成し、また、公的な通信事務を統括する。事務局長は、支部の代表印鑑の管理も行なう。
6. 会計は、出納の記録を正確につけるとともに、本部への送金を行なう。会計はまた、毎年、会計監査に対して会計の報告をしなくてはならない。
7. その他、各役員が何をすべきかについては、役員会が決定する。

第 7 条 役員の選出と任期

1. 支部の役員として、支部長（1 名）、副支部長（1 名）、支部役員（4 名）、事務局長（1 名）が選挙選出される。
2. 会計（1 名）および事務局メンバー（2 名）は、役員会によって指名される。
3. 役員の選挙にあたっては、選挙委員会が招集される。選挙委員会は委員長（1 名）と委員（2 名）とからなり、役員会によって指名される。選挙委員長は、会員から、候補者の推薦（自薦を含む）を広く受け付ける。推薦は、その年の支部総会の遅くとも 2 ヶ月前には受付を終えねばならない。
4. 役員候補者が必要人数だけ推薦されない場合は、選挙委員会がさらに候補者を追加推薦する。
5. 選挙委員長は、投票用紙を会員に郵送する。投票用紙は、支部年次総会の遅くとも 6 週間前には発送されなくてはならない。
6. 投票は郵送で行なわれ、支部年次総会の遅くとも 3 週間前の日付の消印有効で、選挙委員長のもとに回収される。
7. 選挙の結果は、支部年次総会において、会員に発表される。
8. 選挙委員長は、その年の選挙で、役員に選ばれることはできない。

9. 役員の任期：選出された役員の任期は3年間とする。
10. 選挙で選出された役員（支部長、副支部長、支部役員、事務局長）は、6年をこえ、連続して役員会の仕事をするとはできない。
11. 会計と事務局メンバー（2名）は、任期3年とし、支部年次総会の会場で指名される。
12. 新しく選出された役員の発表は、支部年次総会の最後に発表されるものとし、その発表の時点までは、旧役員がその責務を遂行する。

第8条 総会

1. 総会は、日本支部における、最も重要な決定権を有する。
2. I AML 日本支部は、毎年、支部の年次総会を開催しなくてはならない。
3. 会員の過半数が書面で要請した場合には、年次総会以外にも、随時総会を開かなくてはならない。
4. 総会の日時、場所、議題は、役員会によって決められる。
5. 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
6. 総会における議決は、出席者の過半数の賛成を条件とする。

第9条 委員会

1. 必要に応じて、種々の委員会を設置することができる。
2. 選挙委員会に関しては、第7条を参照。
3. 選挙委員会以外に委員会を設置する場合は、支部総会における承認を必要とする。

第10条 会計監査

会計の監査は毎年行なわれなくてはならない。会計監査の委員は、役員会によって指名され、支部年次総会の承認を経て選出される。

第11条 支部規約

1. I AML本部の規約にしたがい、日本支部は、支部規約をI AML本部に提出しなくてはならない。
支部規約は、本部規約と矛盾するものであってはならない。
2. 支部規約は、日本語と英語の2カ国語で公にされる。規約文言の解釈に問題を生じた場合には、日本語の文言が優先する。
3. 支部規約の改正は、支部総会において行なわれる。規約改正に関する提案は、支部総会の遅くとも2カ月前に、役員会に提出されなくてはならない。役員会は、提出された規約改正案を、支部総会の遅くとも6週間前には、会員に送付しなくてはならない。

付則 この規約は、1995年5月20日より施行する。

付則 この規約は、1997年5月31日より施行する。

付則 この規約は、1999年5月29日より施行する。



事務局だより



第 57 回研究例会「公共図書館と音楽」(予告)

第 57 回研究例会は、11 月 29 日(土)午後 2 時より、東京音楽大学付属図書館で開催されます。今回のテーマは「公共図書館と音楽」。公共図書館における「音楽」ならびに「音楽資料」に対する取り組みの実態と課題を探ります。講師には公共図書館の現場で日々業務に従事されている方をお迎えする予定です。本例会は株式会社トッカータのご協力をいただきました。一般の方の参加も大歓迎です。お誘い合せの上ご参集ください。活発な議論を期待しています。プログラムは下記の通り。

第 57 回研究例会「公共図書館と音楽」

11 月 29 日(土) 午後 2 時。東京音楽大学付属図書館 5F

- ①報告「公共図書館における音楽資料の現状」(仮題)
- ②報告「公共図書館における音楽資料書誌データについて」(仮題)
- ③ディスカッション「どうすれば出来る? 夢の公共図書館! (IAML と公共図書館)」(仮題)

IAML 国際大会

本年度 IAML アントワープ国際大会は 7 月 18 日、6 日間の会期を終了した。委員会では、転換期を迎えて、山積する種々の課題について提案、検討された。(詳細次号)

来年の大会は 2015 年 6 月 21 日より 26 日の期間、ニューヨークで開催される。国際音楽学会(IMS)との合同開催で、総合テーマは「デジタル時代の音楽研究 *Music Research in the Digital Age*」である。現在発表を募集中。受付は本年 11 月 1 日まで。詳細は、IAML 本部サイトを参照のこと。

http://www.iaml.info/activities/conferences/call_for_papers

支部役員会開催

6 月 26 日(土) 午後 7 時より、総会後最初の役員会が開催された。前役員会からの事務引き継ぎ、および総会で提案された今後の課題等について、2

時間半にわたって討議された。

民音音楽博物館開館 10 周年記念「音楽博物館の先覚者一知の巨人田邊尚雄」展

本号の上妻重之氏の報告「音楽図書館から音楽博物館へ」でも触れられているが、民音音楽博物館は、故田邊尚雄氏(1883-1984)の資料、遺品を田邊家より一括受贈したことを記念して、「音楽博物館の先覚者一知の巨人田邊尚雄」展を 9 月 6 日より開催している。明治・大正・昭和の三代にわたって日本の音楽研究を牽引してきた音楽学の泰斗・田邊尚雄の生涯と業績を資料を通して語り、迫る。同博物館の開館 10 周年記念事業のひとつでもある。期間は 12 月 23 日まで。入場無料。(休館日は毎週月曜日)

<http://museum.min-on.or.jp/>



「田邊尚雄展」会場エントランス

お詫びと訂正

前号の本欄、国立国会図書館「音楽資料・情報担当者セミナー」の紹介記事において、講師のお名前に誤りがありました。お詫びして訂正致します。

(正) 畑陽一郎 (誤) 畑洋一

*次号はアントワープ国際大会特集です。(編集部)

Newsletter ー国際音楽資料情報協会日本支部

第 51 号

2014 年 9 月 30 日発行

国際音楽資料情報協会(IAML) 日本支部

〒171-8540 東京都豊島区南池袋 3-4-5

東京音楽大学付属図書館内

<http://www.iaml.jp>